

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を下記のとおり指定したので告示する。

令和8年4月8日

一宮市長 中野 正康

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

名 称 株式会社名古屋カード

所在地 名古屋市中区上前津二丁目4番5号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

(1) 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)で、市長の指定する場所に占有者が自ら搬入するもの

(2) 粗大ごみ処理手数料

ア 家庭排出粗大ごみのうち特定家庭用機器廃棄物(再商品化等料金が納付されていることを確認できるものに限る。)

イ 家庭排出粗大ごみのうち処分不適物として規則で定めるもの(総重量100キログラム以内のものに限る。)で、市が、収集し、運搬し、及び処分するもの

3 指定日

令和8年4月3日